

明和町障害者福祉計画

(明和町障害者計画・明和町障害福祉計画・
明和町障害児福祉計画)

バリアフリーめいわ2024

令和6年度～令和8年度



令和6年3月

明 和 町



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の概要	2
第2章 障害者の現状	5
1 明和町の障害者の現状	6
第3章 計画の基本的な考え方	11
1 基本的な考え方	12
第4章 障害者計画	17
第1節 障害者施策の方向性	18
1 とともに支え合う共生社会の推進	18
2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	19
3 自立した生活の支援と意思決定支援の推進	20
4 保健・医療等サービスの充実	21
5 教育の充実	22
6 文化芸術活動・スポーツ等の充実	23
7 雇用の拡大、就労の促進	24
8 意思疎通支援の充実	25
9 安全・安心なまちづくり推進	25
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画	27
第1節 成果目標の設定	28
1 福祉施設から地域生活への移行	28
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	29
3 地域生活支援拠点等の整備	31
4 福祉施設から一般就労への移行等	33
5 障害児支援の提供体制の整備等	35

6	相談支援体制の充実・強化等	38
7	障害福祉サービス等の質の向上	40
第2節	障害福祉サービス等の必要量の見込みと確保方策	41
1	訪問系サービス	42
2	日中活動系サービス	44
3	居住系サービス	50
4	相談支援	52
5	障害児支援	54
6	地域生活支援事業	57
第6章	計画の推進	63
1	計画の推進体制	64

第1章 計画策定にあたって

1

計画策定の概要

(1) 計画策定の趣旨及び背景

障害者制度改革が推進されるなかで、障害者自立支援法の改正（平成 22 年 12 月）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の制定（平成 24 年 6 月）が行われ、サービス提供体制の充実が図られてきました。また、障害者基本法の改正（平成 23 年 7 月）や、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の制定（平成 24 年 10 月）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定（平成 25 年 6 月）などに伴い、障害者をめぐる法制度には大きな改革が行われてきました。さらに一連の法改正を受けて、平成 26 年 1 月には障害者の権利に関する条約が批准されています。

明和町では、平成 18 年度に第 1 期計画を策定して以来、6 期にわたって障害福祉計画を策定し、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を必要とする町民が地域で安心して暮らしていけるように、提供体制の確保とサービスの質の向上に努めてきました。上記の計画の中には、障害児へのサービスや支援に関する事項も含まれていましたが、児童福祉法の改正（平成 30 年 4 月施行）により、新たに「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。そこで、明和町では、令和 6 年度からの明和町障害福祉計画【第 7 期】及び明和町障害児福祉計画【第 3 期】を一体的に策定します。また、障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、理解と認識を深め、共に支え合う共生社会の実現に向け明和町障害者計画についても上記計画と一体的に策定します。

明和町障害者計画と明和町障害福祉計画【第 7 期】及び明和町障害児福祉計画【第 3 期】（以下「本計画」という。）は、このような一連の改革を踏まえた上で、権利擁護や社会参加、保健・医療や生活環境、更には住民の意識啓発など、障害のある人の生活や自分らしく生きるための活動を支援するために、障害のある人のニーズを踏まえ、成果目標や活動指標、サービスの見込量などの目標を設定し、その着実な推進を図るために策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条に基づく障害者計画と、障害者総合支援法第 88 条に基づく障害福祉計画【第 7 期】及び児童福祉法第 33 条に基づく障害児福祉計画【第 3 期】とを一体的に扱う「障害者福祉計画」として策定します。法定計画であり、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害福祉サービス、地域相談支援又は計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定めるものです。なお、本計画は、明和町の総合計画である「第 6 次明和町総合計画」と調和し、その他本町の諸計画及び群馬県障害福祉計画をはじめとする関連計画との整合を図り策定しました。

(3) 障害者・障害児の定義

障害者総合支援法第 4 条に基づき、「障害者」とは、身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち 18 歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち 18 歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳以上であるものをいいます。また、「障害児」とは、児童福祉法第 4 条第 2 項に基づき、上記に規定されている方のうち 18 歳未満の者をいいます。

(4) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。ただし、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行うものとします。

◆計画の期間

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
	明和町障害者計画 (令和3～令和5年度)			明和町障害者計画 (令和6～8年度)		
	明和町障害福祉計画【第6期】 (令和3～令和5年度)			明和町障害福祉計画【第7期】 (令和6～8年度)		
	明和町障害児福祉計画【第2期】 (令和3～令和5年度)			明和町障害児福祉計画【第3期】 (令和6～8年度)		

(5) 計画の名称

本計画の名称を「明和町障害者福祉計画 バリアフリーめいわ2024（令和6年度～令和8年度）」としました。

第2章 障害者の現状

1

明和町の障害者の現状

(1) 身体障害者数の推移

身体障害者（身体障害者手帳所持者）数は令和5年度は331人となっており、町人口に占める割合は、3%となっています。障害等級別にみると、1級が133人と多く、重度者（1・2級）が約半数を占める状況となっています。障害部位別にみると、肢体不自由と内部障害が8割を占めています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障害等級別）

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	103	107	116	125	133
2級	37	40	42	43	44
3級	32	33	33	33	34
4級	73	75	79	82	85
5級	13	13	13	13	15
6級	16	18	19	20	20
合計	274	286	302	316	331

※各年度末現在 資料：介護福祉課

身体障害者手帳所持者数の推移（障害部位別）

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障害	17	17	18	18	19
聴覚・平衡機能障害	23	26	28	31	31
音声・言語・そしゃく機能障害	8	8	8	8	8
肢体不自由	180	186	194	200	203
内部障害	78	83	92	101	112
合計	306	320	340	358	373

※重複者はそれぞれの区分に含む ※各年度末現在 資料：介護福祉課

身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	7	7	7	6	6
18歳以上	267	279	295	310	325
合計	274	286	302	316	331

※各年度末現在 資料：介護福祉課

(2) 知的障害者数の推移

知的障害者（療育手帳所持者）数は令和5年度で82人となっており、町人口に占める割合は、0.7%となっています。障害等級では、重度（A重、A1、A2）が34人と最も多く、約4割を占めています。

療育手帳所持者の推移（障害等級別）

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度（A重 A1、A2）	32	32	34	33	34
中度（B1）	27	28	30	30	29
軽度（B2）	15	17	19	20	19
合計	74	77	83	83	82

※各年度末現在 資料：介護福祉課

療育手帳所持者の推移（年齢別）

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	21	23	25	22	20
18歳以上	53	54	58	61	62
合計	74	77	83	83	82

※各年度末現在 資料：介護福祉課

(3) 精神障害者数の推移

精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は令和5年度で83人となっており、町人口に占める割合は、0.7%となっています。令和元年度から令和5年の間に31人増加しています。

精神保健福祉手帳所持者の推移（障害等級別）

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	20	22	24	25	25
2級	23	24	25	29	33
3級	9	13	15	22	25
合計	52	59	64	76	83

※各年度末現在 資料：介護福祉課

精神保健福祉手帳所持者の推移（年齢別）

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	1	1	2	3	3
18歳以上	51	58	62	73	80
合計	52	59	64	76	83

各年度末現在 資料：介護福祉課

(4) 指定難病患者数の推移

指定難病患者等見舞金支給者数は令和5年度で86人となっており、町人口に占める割合は、0.7%となっています。

指定難病患者等見舞金支給者数

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定難病	62	61	64	71	74
小児慢性特 定疾患	11	12	12	11	12
合計	73	73	76	82	86

※各年度末現在 資料：介護福祉課

第3章 計画の基本的な考え方

1

基本的な考え方

(1) 基本理念

共に生き 共に支え合う 社会の創造

明和町では、障害のある人もない人も住み慣れた地域で暮らし、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、基本理念を「共に生き 共に支え合う 社会の創造」と定め、以下のとおり基本目標を定めて本計画を策定します。

(2) 基本的な考え方

① 障害者及び障害児の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現に向けて、障害の種別や程度を問わず、障害のある人が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受け、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び障害児通所支援などの提供体制の整備を計画的に進めます。

② すべての障害者と障害児への一元的な障害福祉サービスの実施

市町村の実施主体の基本とし、サービス充実を図り、県の適切な支援などを通じて障害福祉サービスの地域格差をなくし、居住地域にかかわらずに一定の支援が受けられるよう体制の整備を図ります。

身体障害者、知的障害者、発達障害者を含む精神障害者の3つの障害に加え、制度の谷間となって支援が必要とされていた発達障害や難病等についても、障害福祉サービスの利用を促進し、すべての障害者と障害児への必要な支援の充実を図ります。

③ 地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供の整備

地域生活への拠点づくりや地域の社会資源を最大限に活用するとともに、提供体制の整備を進めます。入所施設から地域生活への移行については、希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービスが提供される体制を整備する必要があり、日中サービス支援型指定共同生活援助（※）により常時支援体制を確保するとともに、地域生活への移行が可能となるようなサービス提供体制を整備します。

また、地域生活支援拠点等については、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する人に対し支援を進めるため、ひとり暮らしやグループホームへの入居などの体験機会の場の提供、専門的な対応ができる人材の確保・育成の機会をつくり、地域生活支援拠点における5つの機能を整備します。

さらに、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

※日中サービス支援型指定共同生活援助：障害者の重度化や高齢化に対するために創設された共同生活援助（グループホーム）の新たなサービス類型。24時間の支援体制を確保し、相談や家事等の日常生活上の援助と入浴等の介護を合わせて行うサービス。

④ 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けて、引き続き地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

⑤ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援に努めます。

⑥ 障害を理由とする差別の解消の推進

障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。

⑦ 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児のライフステージに沿って、地域の保健や医療、障害福祉、保育、教育、就労支援を担当する関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。また、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な施設で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援の充実を図るとともに、県の適切な支援を通じて引き続き障害児支援の体制の整備を図ります。

障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育や教育の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョン（※）を推進します。

※インクルージョン：本来は「包む」「包み込む」ことを意味する。福祉や教育の領域においては、「障害があっても地域の資源を利用し、町民が包み込む共生社会を目指す」という理念として捉えている。

⑧ 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進むなか、将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのために、専門性を高めるための研修の実施、他職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある職場になるように関係者と協力しながら積極的な周知を行います。

⑨ 障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援することが必要であり、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」等を踏まえ、障害特性に配慮しながら様々な社会参加の促進を図ります。

(3) 基本目標

この基本理念や基本的な考え方を踏まえつつ、障害福祉計画・障害児福祉計画においては、前期計画の考え方を基本的に継承し、次に掲げる7つの項目に基づき計画を策定します。

- ① 福祉施設から地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

この7つの目標値の設定にあたっては、国の基本指針及び県の考え方を踏まえつつ、本町の実情に応じて設定します。

設定した目標値の実現に向けて、既に障害福祉サービスを利用している人に加え、特別支援学校の卒業者や退院予定の精神障害者などを対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービス利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図ります。

第4章 障害者計画

第1節 障害者施策の方向性

1 とともに支え合う共生社会の推進

(1) 現状と課題

共に生きる社会を築いていくためには、ノーマライゼーションの理念のもと障害の有無に関わらず、相互の理解による「こころの壁」を払拭することが極めて重要です。そのためには、障害や障害者についての理解を深めるための積極的な周知を行うことが必要であります。また、障害者に対する理解促進のため、交流の機会を充実させるほか、社会的支援、福祉問題の課題に対する理解を深めるための教育の推進や、地域住民やボランティア団体、民生委員児童委員、行政が互いに連携し障害に対する理解を深めていく必要があります。

(2) 施策の方向性

相互理解と交流を促進するために、広報紙等のほか

地域に密着した情報媒体の活用を核に、障害及び障害者に関する情報や交流に関する事業の情報提供に努めます。また、障害のある人もない人も誰もが気軽に楽しむことができる機会の拡大に努めます。

さらに、年々複雑化・複合化している地域の支援ニーズに対応できるよう、単独の支援機関では対応が難しい問題を、子ども、高齢、障害、生活困窮などの各分野担当者が協働可能な地域のプラットフォームを展開します。包括的な支援体制を構築するため、断らない（属性を問わない）相談支援、社会の繋がりや参加にむけた支援、地域作りにむけた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業（※）」を整備していきます。

※重層的支援体制整備事業：既存制度の制度間の仕切りは残したまま、対象者別の制度の壁を低くすることで、対応困難ケース事案等に対して風通しを良くしスムーズな連携を図るもの。当町については令和4年度より移行準備事業として開始し、令和7年度より本事業開始予定。

2

差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 現状と課題

① 差別解消の推進

共生社会の実現のため、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されました。すべての町民が障害を理由とした差別の解消の取り組みを推進する必要があります。

② 権利擁護の推進及び虐待の防止

障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障害者虐待を防止するとともに、障害者の権利侵害の防止や被害の救済を図っています。相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理者等に対して、常日頃から虐待防止に関する啓発を行うとともに、関係機関と連携し虐待防止に努める必要があります。

権利擁護とは、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることで、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていくことです。こうした権利擁護の問題は、支援が必要な人の増加により、需要に対する体制の整備が求められています。障害者の権利を守るために、成年後見制度等の適切な利用を促進していく必要があります。

(2) 施策の方向性

① 差別解消の推進

障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向け取組を進めるとともに、事業者が適切に対応できるよう必要な対応を行うよう努めます。

②権利擁護の推進及び虐待の防止

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援に努めます。

また、障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、成年後見制度の適切な利用の促進に向けて取組を進めます。

3 自立した生活の支援と意思決定支援の推進

(1) 現状と課題

自ら意思決定することが困難な障害者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築することが求められます。

また、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障害者の地域移行を一層推進し、障害者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることが求められます。

(2) 施策の方向性

自ら意思決定することが困難な障害者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の意思決定の支援に配慮しつつ、成年後見制度の適切な利用の促進に努めます。

障害の有無にかかわらず、一人ひとりが安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、相談体制の充実及び障害者福祉や支援制度に関する情報提供体制の整備に努めます。また、在宅の重度心身障害者に対し、地域での生活を続けられるよう支援制度の利用促進を図るとともに、介護者の介護技術の向上を図ります。

4

保健・医療等サービスの充実

(1) 現状と課題

①発生予防、早期発見・治療の推進

脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病は障害の原因となりやすく、疾病予防としての日頃の健康づくりはとても重要なことです。生活習慣病の増加が問題となっている現代では、壮年期以降の疾病による障害の発生も多いことから、これからの疾病予防対策がさらに重要になっていきます。また寝たきりや認知症予防の健康診査により早期発見、予防指導が必要であり、かかりつけの医療機関との十分な連携により、必要な保健医療の指導・日常生活指導が必要です。

②リハビリテーションの充実

障害者や高齢者が、住み慣れた地域で安全に、かつ安心して生活していくためには、寝たきりや要介護状態にならないよう、地域で適切なリハビリテーションが提供されることが必要です。そのためには、関係者や関係機関が協力し、地域リハビリテーションを推進していく必要があります。

③精神保健対策の充実

精神障害は誰もがかかりうる病気であることを認識するため、心の健康づくりに関する知識の普及・啓発が大切であり、早期受診・早期治療ができるよう、早い段階から相談指導や治療を受けられる体制整備が必要です。

(2) 施策の方向性

①発生予防、早期発見・治療の推進

健康診査や保健指導、相談事業等の母子保健及び、学校保健施策などを実施し、心身障害児の発生予防、早期発見に努めます。また、生活習慣病等の早期発見・早期治療の開始を促すため健診や健康教育・相談指導等を行います。これら施策の推進を図るため、保健・福祉・医療の連携強化に努め、きめ細かい対応・サービスの充実に努めます。

②リハビリテーションの充実

保健福祉・医療機関との連携を密にし、各分野の施策についてより効果的に推進するよう努めます。また、可能な限り人間的な能力を回復させ、社会復帰を推進するとともに、各リハビリテーションの重要性について、障害のある人、ない人ともに広く思想普及を図っていきます。

③精神保健対策の充実

精神障害や精神障害者についての正しい理解と偏見の払拭を図るため啓発・広報活動に努めます。また、人権に配慮した相談・保健指導体制の構築・推進を図ります。そして精神障害者が安心して医療サービスを受けられるよう、福祉医療制度や自立支援医療など医療費負担軽減に関する制度の周知を図ります。

5 教育の充実

(1) 現状と課題

成長発達期にある児童は、早期に障害を発見し適切な治療や指導訓練を受けることで、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。障害児に対し、乳幼児における成長の支援や、就学における障害の特性に応じた教育を実施することにより、本人の持つ能力を伸ばし、将来にわたり生活に必要な力を付けていくよう支援していくことが必要です。

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障害に対する理解を深めるための取組を推進することが求められています。また、障害者が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、障害者が学校教育のみならず生涯にわたってその年齢、能力、障害の特性等を踏まえた教育を受けられるように取り組むことが必要です。

(2) 施策の方向性

療育に関する相談は、年々多様化・複雑化している傾向にあることから、より適切に対応するため、関係機関の更なる連携体制の強化を図ります。

小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の整備に努めます。また、障害者の生きがいつくりや社会参加に向け、障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会の充実に努めます。

そして、障害についての教職員の専門性の向上と理解促進を図るための研修等を検討していきます。

6

文化芸術活動・スポーツ等の充実

(1) 現状と課題

障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することが求められています。また、スポーツやレクリエーションを通じて、障害者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図るとともに、地域における障害者スポーツの一層の普及に努める必要があります。

(2) 施策の方向性

障害者団体の自立事業の開催を支援するとともに、福祉施設の入所者や在宅で個々に活動している文化芸術活動の成果について発表の機会を提供するなど、総合的なイベント開催を支援します。

また、障害に理解のある講師や指導者、ボランティアの育成にとどまらず、相談支援や環境整備、情報の発表の場などの体制の整備に努めます。

健全な心身による明るい家庭づくりと、隣人愛による地域連帯を唱えた明和町スポーツ新興都市宣言の理念を实践し、障害者の暮らしやすい町の創造に努めます。

7

雇用の拡大、就労の促進

(1) 現状と課題

障害者が社会的に自立し、生きがいを持って暮らすためには、就労することが重要ですが、雇用の場が限られていることや障害に対する適切な理解が不十分なことから、障害者の働きたいという意向に十分に答えられないのが現状です。

法定雇用率の改正などにより、以前に比べ障害者雇用に理解と関心が高まっているなか、本町においても相談支援センターや関係機関等との連携のうえ、身近な地域での就労支援を行っていく必要があります。

障害者の就労を促進するためには、受入企業の理解や協力が重要であることから、障害者雇用や職場環境整備に関する制度について啓発を行っていくとともに、障害者が就労可能な職種の開発や相談体制の充実を図る必要があります。

(2) 施策の方向性

障害者雇用促進法のもと、事業主や従業員等企業全体に対し障害者の雇用問題についての理解を深め、啓発・広報活動を実施します。

また、一般就労をするうえで必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、障害者の働きやすい環境づくりのため、障害者の配慮と差別解消に向けた取り組みの充実、ハローワークや保健・福祉の関係機関との連携のうえ、障害者の雇用拡大と職場環境改善に努めます。

8

意思疎通支援の充実

(1) 現状と課題

障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用促進、支援機器の開発・提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ることが必要です。

(2) 施策の方向性

意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者の派遣等による支援を行うとともに、人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させるよう努めます。また、情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害者に対して日常生活用具の給付又は貸与等、利用の促進を図ります。

9

安全・安心なまちづくり推進

(1) 現状と課題

①防災対策の推進

近年は、想定を超える規模の災害が発生し、本町においても避難勧告が発令されたこともありました。障害のある人や高齢者等の要配慮者のうち、避難行動要支援者は、災害発生時の避難の遅れ等により、被害を受けることが多く、避難にあたり特に支援を必要とします。そのため町では地域防災計画との連携を図りながら、各行政区で避難行動要支援者名簿を作成し、随時更新しております。避難誘導體制の整備、福祉避難所の確保、自主防災組織の育成など、避難行動要支援者の対策の拡充に努める必要があります。

②住みよいまちづくり推進

障害者が安心して生活するためには、生活環境の整備として、住宅の確保や整備は重要な課題です。住み慣れた地域や家庭で生活するためには、障害の内容等に対応した住宅は必要不可欠なものです。住環境の改善を図るため、重度の身体障害者の住宅改修に助成を行うとともに、グループホームの整備を推進する必要があります

(2) 施策の方向性

①防災対策の推進

地震や火災など緊急時に迅速な避難誘導ができるよう町の地域防災計画の体制構築に努めるとともに、各行政区で避難行動要支援者名簿を常に最新の状態に更新し行政だけでなく地域住民の方々と協力をしながら、体制の整備や日々の防災に関する啓発広報活動を実施します。

また、普段より災害発生時を想定した訓練等を行政だけでなく行政区長や民生委員児童委員、地域の福祉施設職員などで行い、顔の見える関係を構築していきます。

②住みよいまちづくり推進

障害のある人や高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを公共機関関係や民間企業などと連携を図りながら町民参加のもとに推進していきます。一般住宅についても助成制度を周知・活用してもらい住環境の整備に努めていきます。

また「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 30 年 11 月施行）」に基づき、町内施設のバリアフリー化の更なる促進を検討します。誰もがいきいきと心豊かに日常生活を送り、社会活動を行うことができる社会の実現目指し、ユニバーサルデザイン（※）の考え方を踏まえたまちづくりを推進していきます。

※ユニバーサルデザイン：バリアフリーの考え方をさらに進め、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようデザインすることで、心のバリアフリー化にも繋がるもの。

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1節 成果目標の設定

1 福祉施設から地域生活への移行

(1) 基本的な考え方

地域生活への移行を進める観点から、現在、福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定しました。

国の指針

- 令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行。
- 施設入所者数を令和4年度末時点から令和8年度末までに5.0%以上削減する。

(2) 成果目標

明和町では、令和4年度末の施設入所者14人のうち2人が令和8年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。地域生活への移行が進むよう、関係機関と連携し、相談支援体制の強化を進めます。

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者（A）	14人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活移行者数	2人	令和8年度末までに地域生活へ移行する人の目標値
令和8年度末における施設入所者数（B）	12人	令和8年度末時点の施設入所者見込数
【目標】施設入所者数の削減	2人	削減目標（見込み）数（A）－（B）

2

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 基本的な考え方

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、支援体制の構築を目指します。

国の指針

- 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。

(2) 成果目標

明和町では、保健、医療、福祉関係者による協議の場を4回行うことを目標とします。また、精神障害者の地域移行支援・地域密着支援、共同生活援助など地域に根付いた支援を行うよう関係機関と連携していきます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	4回	4回	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	22人	22人	22人	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数を設定する
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の一年間の開催回数を見込みを設定する
精神障害者の地域移行支援利用者数	1人	1人	1人	「地域移行支援の利用者」のうち精神障害者を設定する
精神障害者の地域定着支援利用者数	1人	1人	1人	「地域定着支援の利用者」のうち精神障害者を設定する
精神障害者の共同生活援助利用者数	13人	14人	15人	「地域移行支援の利用者」のうち精神障害者を設定する
精神障害者の自立支援援助利用者数	2人	3人	4人	「自立生活援助の利用者」のうち精神障害者を設定する
精神障害者の自立訓練（生活訓練）利用者数	2人	3人	4人	「自立訓練（生活訓練）の利用者」のうち精神障害者を設定する

3

地域生活支援拠点等の整備

(1) 基本的な考え方

地域生活支援拠点とは、障害者の地域での生活を支援する拠点または、複数の機関が分担して機能を担う面的な体制のことをいいます。障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者やその家族が地域で安心して生活するために必要となる機能を集約した拠点となっています。

国の指針

- 「地域生活支援拠点等」を令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同設置も可能）することを基本とする。

(2) 成果目標

明和町では、地域の複数の機関が分担して地域生活支援の機能を担う体制を館林市と本町含む5町（以下「圏域」という）で令和4年度から設置しており、5つの指標に対しより一層の支援が行えるようにします。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
設置箇所数	1箇所 (圏域整備)	1箇所 (圏域整備)	1箇所 (圏域整備)	地域生活支援拠点等の設置箇所を設定する
コーディネーターの配置人数	5人	5人	5人	コーディネーターの配置人数を設定する
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	6回	6回	6回	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する

<p>強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実</p>	<p>有</p>	<p>有</p>	<p>有</p>	<p>強度行動障害を有する者に関し、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制整備を進めることを基本とする</p>
------------------------------	----------	----------	----------	---

4

福祉施設から一般就労への移行等

(1) 基本的な考え方

就労移行支援事業等の推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

国の指針

- 令和8年度末までに福祉施設から一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とする。
うち移行支援事業：1.31倍、就労A型：1.29倍、就労B型：1.28倍
- 就労定着支援事業利用者数：一般就労移行者のうち、5割以上の利用。
- 就労定着率7割以上の就労定着事業所数：2割5分以上

(2) 成果目標

明和町では、福祉施設から一般就労への移行者数2人、就労移行支援や就労継続支援A型については2人、B型については2人を目標とします。

項目	数値	考え方
【実績】令和3年度の一般就労移行者数	0人	令和3年度において、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数	2人	就労移行支援事業等を通じて、令和8年度までに一般就労する者の数
【実績】令和3年度の就労移行支援事業への移行者数	0人	令和3年度末における就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の一般就労への移行者数	2人	令和8年度までに令和3年度の移行実績の1.31倍以上にする
【実績】令和3年度の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	1人	令和3年度末における就労継続支援A型の利用者数
【目標】就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	2人	令和8年度までに令和3年度の移行実績の1.29倍以上にする
【実績】令和3年度の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	0人	令和3年度末における就労継続支援B型の利用者数
【目標】就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	2人	令和8年度までに令和3年度の移行実績の1.28倍以上にする
【目標】就労定着支援事業の利用者数	2人	令和8年度に一般就労するもののうち7割が就労定着支援事業を利用すること
【目標】就労定着支援事業の就労定着率	3割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする

5

障害児支援の提供体制の整備等

(1) 基本的な考え方

障害児に対する重層的な地域支援体制の構築と、医療的ニーズへの対応等に向けて、新たに障害児支援の提供に関する成果目標を設定します。

国の指針

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
- 各市町村又は圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度末までに各市町村において、主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
- 令和8年度末までに市町村において、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスを少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
- 令和8年度末までに市町村において医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置をする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。

(2) 成果目標

明和町では、児童発達支援センターの設置については、圏域で設置を検討します。また医療的ケア児支援のための協議の場についても圏域で1箇所、コーディネーターの配置については2人を目標とします。また令和4年度と令和5年度に明和町に障害児通所支援事業所が開所されましたので、今後も障害児及びその家族への支援を適切に行うことができるよう、充実した体制の整備を進めます。

項目	数値	考え方
【目標】児童発達支援センターの設置	1箇所 (圏域整備)	令和8年度末までに圏域に少なくとも1箇所以上設置する
【目標】保育所等訪問支援事業の実施	1箇所	令和8年度末までに圏域で事業が利用できる体制を構築する
【目標】障害児の地域社会への参加・包容を推進するための体制の構築	有	令和8年度末までに地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の社会参加・包容を推進する体制を構築する
【目標】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所 (圏域整備)	令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1箇所以上設置する
【目標】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所 (圏域整備)	令和8年度末までに圏域に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも1箇所以上設置する
【目標】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所 (圏域整備)	令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るために1箇所以上協議の場の設置する
【目標】医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人	令和8年度末までに圏域に協議の場とともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター設置することを基本とする

～発達障害者等に対する支援～

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
【目標】ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人	1人	1人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する
【目標】ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1人	1人	1人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、実施者数の見込みを設定する
【目標】ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する
【目標】ピアサポートの活動への参加人数	2人	2人	2人	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する

※ペアレントトレーニング・・・保護者の方々が子どもとより良い関わり方学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラム。

※ペアレントプログラム・・・育児に不安のある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士・保健師・福祉事務所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

※ペアレントメンター・・・・・・・・自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。

※ピアサポート活動・・・・・・・・「ピア」とは仲間を意味し、「サポート」とは支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、障害のある人自身が、自らの体験に基づいて他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流を支援する活動。

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 基本的な考え方

各市町村又は圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保します。

国の指針

- 令和8年度末までに各市町村（又は各圏域）において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
- なお、これらの取組を実施するにあたっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。

(2) 成果目標

明和町では、基幹相談支援センターの設置については、圏域で設置を検討します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
総合的・専門的な 相談支援	有	有	有	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する
地域の相談支援 体制の強化①	6件	6件	6件	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する
地域の相談支援 体制の強化②	6件	6件	6件	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する
地域の相談支援 体制の強化③	6回	6回	6回	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する
地域の相談支援 体制の強化④	6回	6回	6回	基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する
地域の相談支援 体制の強化⑤	1人	1人	1人	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する
協議会における 個別事例の検討 を通じた地域の サービス基盤の 開発・改善を行う 取組	有	有	有	自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討により、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行う体制を確保することを基本とする。

7

障害福祉サービス等の質の向上

(1) 基本的な考え方

各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築します。

国の指針

- 利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

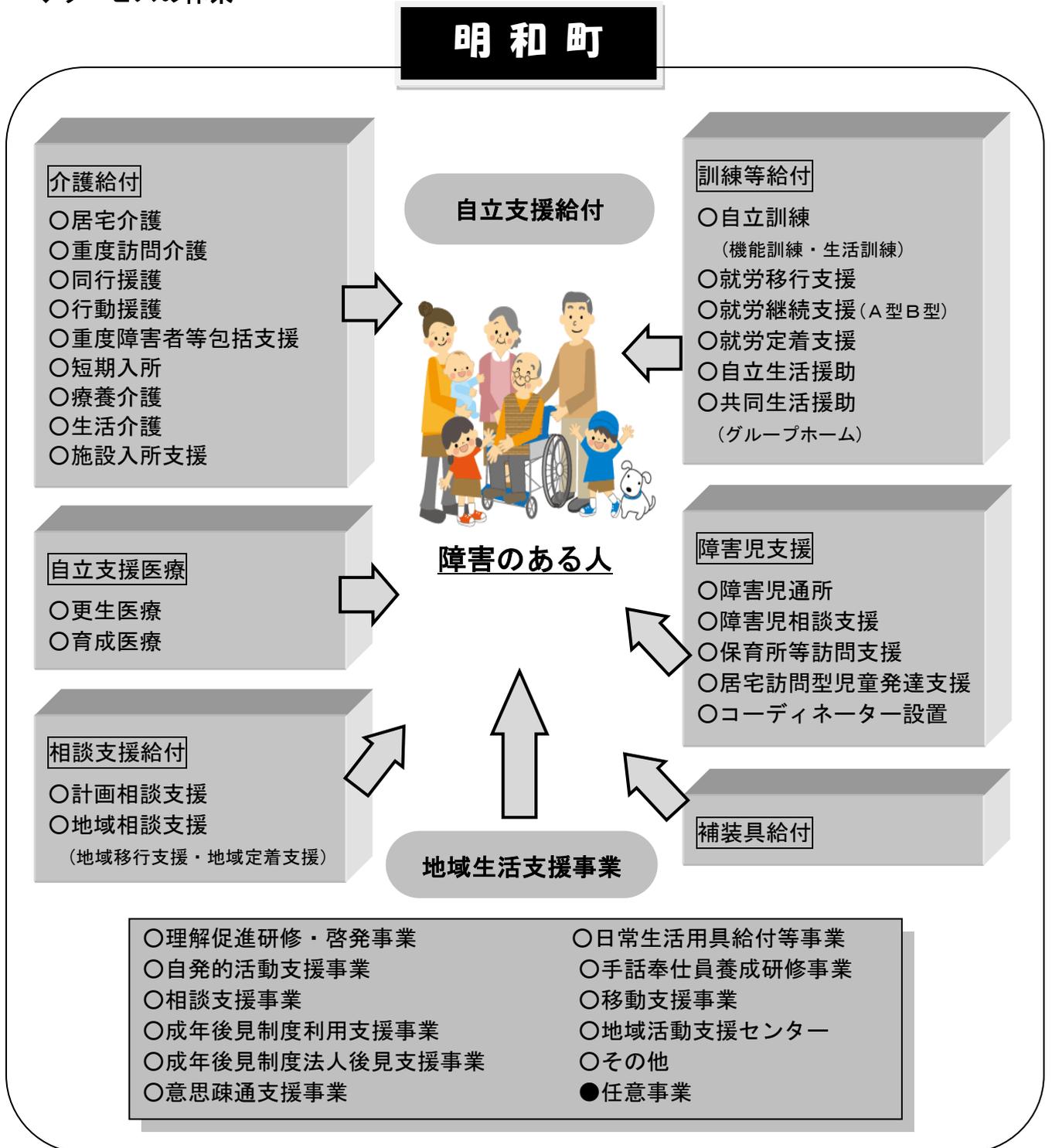
(2) 成果目標

明和町では、障害福祉サービス等に係る研修への参加人数3人を目標とします。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	3人	3人	3人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	無	無	無	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する
	0回	0回	0回	
指導監査結果の関係市町村との共有	無	無	無	都道府県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有回数を見込みを設定する
	0回	0回	0回	

第2節 障害福祉サービス等の必要量の見込みと確保方策

◆サービスの体系



1 訪問系サービス

(1) サービスの内容と見込量

①居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

②重度訪問介護

重度の障害のある人で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

③同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害のある人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護やその他の外出する際に必要な援助を行います。

④行動援護

障害のある人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

⑤重度障害者等包括支援

重度の障害のある人に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

○利用実績

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護、重度訪問介護、	利用者数(人/月)	14	10	12
同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援	利用量(時間/月)	265	210	225

○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護、重度訪問介護、	利用者数(人/月)	12	13	14
同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援	利用量(時間/月)	230	250	270

必要な見込量の確保のための方向性

- ・在宅での生活を支援するにあたって、訪問系サービスは障害者の在宅生活を支える重要なサービスです。今後、施設や病院から在宅に移行する障害者が増えることで、利用希望は高まることが考えられるため、障害者が安心して生活ができるよう必要量を見込みます。
- ・訪問系サービスの基盤整備に向けて、圏域全体でサービス提供事業者に対して事業への参入を働きかけるとともに、効率的で質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス提供事業者や相談支援事業所との連携を図ります。

2

日中活動系サービス

(1) サービスの内容と見込量

①生活介護

主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

②自立訓練（機能訓練）

身体障害を有する障害のある人につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

③自立訓練（生活訓練）

知的障害又は精神障害を有する障害のある人につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

④就労選択支援

障害がある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

⑤就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障害のある人であって、企業等に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

⑥就労継続支援（A型）

企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

⑦就労継続支援（B型）

企業等に雇用されることが困難な障害のある人のうち、企業等に雇用されていた障害のある人であって、①その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、②就労移行支援によっても企業等に雇用されるに至らなかった者、③その他の企業等に雇用されることが困難な者について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

⑧就労定着支援

一般就労へ移行した障害者に対して、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

⑨療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話、その他必要な医療を要する障害のある人であって常時介護

を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

⑩短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、宿泊を伴う短期間の入所を必要とする障害のある人を施設に短期間入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

○利用実績

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数（人／月）	31	32	34
	利用量（人日／月）	658	613	710
自立訓練（機能訓練）	利用者数（人／月）	0	0	0
	利用量（人日／月）	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人／月）	3	1	0
	利用量（人日／月）	37	18	0
就労移行支援	利用者数（人／月）	1	2	3
	利用量（人日／月）	11	31	44
就労継続支援（A型）	利用者数（人／月）	3	4	5
	利用量（人日／月）	66	77	84
就労継続支援（B型）	利用者数（人／月）	17	20	22
	利用量（人日／月）	337	341	416
就労定着支援	利用者数（人／月）	0	0	0
療養介護	利用者数（人／月）	0	0	2
短期入所	利用者数（人／月）	1	2	3
	利用量（人日／月）	6	32	22

○必要量の見込み

サービスの種類		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数（人／月）		33	34	35
	利用量（人日／月）		660	680	700
自立訓練（機能訓練）	利用者数（人／月）		0	0	0
	利用量（人日／月）		0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人／月）		1	1	1
	利用量（人日／月）		20	20	20
就労選択支援	利用者数（人／月）		0	0	0
就労移行支援	利用者数（人／月）		2	2	2
	利用量（人日／月）		40	40	40
就労継続支援（A型）	利用者数（人／月）		5	6	7
	利用量（人日／月）		110	120	130
就労継続支援（B型）	利用者数（人／月）		23	24	25
	利用量（人日／月）		530	540	550
就労定着支援	利用者数（人／月）		0	0	0
療養介護	利用者数（人／月）		2	2	2
短期入所（福祉型）	利用者数（人／月）		4	5	6
	利用量（人日／月）		20	25	30
うち強度行動障害を有する者	利用者数（人／月）		1	2	3
	うち高次脳機能障害を有する者	利用者数（人／月）	0	0	0
	うち医療的ケアを必要とする者	利用者数（人／月）	0	0	0
短期入所（医療型）	利用者数（人／月）		2	2	2
	利用量（人日／月）		10	10	10
うち強度行動障害を有する者	利用者数（人／月）		0	0	0
	うち高次脳機能障害を有する者	利用者数（人／月）	0	0	0
	うち医療的ケアを必要とする者	利用者数（人／月）	1	1	1

必要な見込量の確保のための方向性

- ・生活介護については、町内外の既存サービス提供事業所だけにとどまらず、指定通所介護事業所においても基準該当生活介護（※）としてサービス提供します。また、必要に応じてサービス提供事業所の新規参入を促進するための支援を検討します。
- ・自立訓練・療養介護については、サービス提供事業所の動向にあわせ、利用可能な事業所の確保とその周知を図ります。
- ・短期入所のつについては、既存のサービス提供事業所を中心に障害者を介護・療養する家庭の負担を軽減するため、一時的や緊急的にも利用できるサービスの充実を図ります。
- ・障害がある人の就労については、必要な訓練の提供を受けるため、関係機関との連絡調整を図りながら、一般就労への移行・定着を支援します。
- ・障害者の雇用促進や工賃の向上を図るため、受注機会を拡大することについて、意欲的に取り組みます。
- ・社会資源が少ない当地域において、身近な場所での利用が可能になるよう、情報提供を行うことはもちろん、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス提供事業者との連携を図ります。

※基準該当生活介護・・・介護保険制度における指定通所介護事業所等が、その利用者定員の枠内で障害のある方に対して、食事・入浴等のサービスやレクリエーションなどの日中活動を提供するもの。

3 居住系サービス

(1) サービスの内容と見込量

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等に対して、定期的又は利用者からの要望に応じて利用者の居宅を訪問し、生活上の課題などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居に入居している障害のある人につき、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

③ 施設入所支援

施設に入所する障害のある人につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

④ 宿泊型自立訓練

地域生活を営むうえで一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、施設に宿泊させ、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援を行います。

○利用実績

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数（人／月）	0	0	0
共同生活援助 （グループホーム）	利用者数（人／月）	17	17	20
施設入所支援	利用者数（人／月）	15	14	16
宿泊型自立訓練	利用者数（人／月）	0	0	0

○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数（人／月）	1	1	1
共同生活援助 （グループホーム）	利用者数（人／月）	18	18	18
うち強度行動障害を有する者 うち高次脳機能障害を有する者 うち医療的ケアを必要とする者	利用者数（人／月）	0	0	0
	利用者数（人／月）	1	1	1
	利用者数（人／月）	0	0	0
施設入所支援	利用者数（人／月）	17	17	17
宿泊型自立訓練	利用者数（人／月）	0	0	0

必要な見込量の確保のための方向性

- ・地域生活への移行の観点から、グループホーム利用を促進するとともに、サービス提供事業所が新規参入しやすいよう、必要に応じて支援を行います。
- ・施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行等を勘案しながら、必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

4

相談支援

(1) サービスの内容と見込量

①計画相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害のある人の自立した生活を支え、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

②地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。

③地域定着支援

入所施設や精神科病院等から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

○利用実績

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数（人／月）	15	15	15
地域移行支援	利用者数（人／月）	0	0	0
地域定着支援	利用者数（人／月）	0	0	0

○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数（人／月）	13	14	15
地域移行支援	利用者数（人／月）	1	1	1
地域定着支援	利用者数（人／月）	1	1	1

必要な見込量の確保のための方向性

- ・ 障害特性や個々のニーズに配慮した、よりきめ細やかな相談支援を行うため、様々な社会資源を活用しながら、身近な相談支援の基盤整備に取り組みます。
- ・ 一般相談支援と計画相談支援、地域相談支援の役割分担や計画相談支援と障害福祉サービスを提供する事業者とのあり方について、館林市外五町地域自立支援協議会での検討を踏まえ、相談支援体制の更なる充実を図ります。
- ・ 地域移行支援、地域定着支援については、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けての協議の場において、関係者に周知を図りサービスの利用を促進します。
- ・ 広報誌や町のホームページなどを通じ、新たな制度の周知を行い、障害者やその家族に対する相談支援体制の充実に努めます。

5

障害児支援

(1) サービスの内容と見込量

①児童発達支援

主に就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

②放課後等デイサービス

主に就学している障害児に対し、放課後等に施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

③保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害のある児童に対し、関連施設で指導経験のある児童指導員や保育士が訪問を行い、集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

④居宅訪問型児童発達支援

重度の障害児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達に係る支援を行います。

⑤障害児入所支援

入所により、障害のある児童に日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行うサービスです。

⑥障害児相談支援

障害児通所支援を利用する障害児に対して、支給決定又は支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成します。また、支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を支援します。

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援体制づくりを推進します。

○利用実績

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数（人／月）	13	17	25
	利用量（人日／月）	104	159	201
放課後等デイサービス	利用者数（人／月）	25	30	33
	利用量（人日／月）	297	388	438
保育所等訪問支援	利用者数（人／月）	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人／月）	0	0	0
福祉型児童入所支援	利用者数（人／月）	0	0	0
医療型児童入所支援	利用者数（人／月）	0	0	0
障害児相談支援	利用者数（人／月）	4	7	6
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	利用者数（人／月）	0	0	0

○必要量の見込み

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数（人／月）	25	27	29
	利用量（人日／月）	370	390	410
放課後等デイサービス	利用者数（人／月）	34	35	36
	利用量（人日／月）	460	480	500
保育所等訪問支援	利用者数（人／月）	1	1	1
	利用量（人日／月）	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人／月）	1	1	1
	利用量（人日／月）	2	2	2
福祉型児童入所支援	利用者数（人／月）	0	0	0
医療型児童入所支援	利用者数（人／月）	0	0	0
障害児相談支援	利用者数（人／月）	6	7	8
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	利用者数（人／年）	1	1	1

必要な見込量の確保のための方向性

- ・ 障害児の療育及び訓練、また日中活動の場として、今後もサービス利用の増加が見込まれます。支援を必要とする人が適切にサービスの利用ができるよう、圏域全体でサービス事業者の確保に努めます。
- ・ 当町でも2箇所の障害児通所サービス事業所ができたため、町内で支援が受けられ、どの障害にも対応ができるようにするとともに、引き続き特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、サービス提供事業者や障害児相談支援事業所と連携を図り、基盤の整備や質の向上に努めます。
- ・ 各ライフステージにおいて切れ目のない一貫した支援を提供し、障害児通所支援から障害福祉サービスへの移行に当たっても円滑にできるように緊密に連携強化を図ります。

6 地域生活支援事業

(1) サービスの内容と見込量

◆必須事業◆

①理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民へ働きかけます。

②自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

③相談支援事業

ア. 障害者相談支援事業

本町では、相談支援事業を委託しており、障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害のある人の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、地域において障害のある人を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、相談支援事業を実施するにあたって、館林市外五町地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

イ. 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

ウ. 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等へ相談・助言します。

④成年後見制度利用支援事業

知的障害、精神障害等で判断能力が不十分な人が、親族などの身寄りがないなどの理由により法定後見制度の当事者による申し立てが困難な場合、町が申し立てを行います。

また、後見人等への報酬の支払が困難な方について、その報酬の一部又は全部を助成します。

⑤意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害のある人とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

⑥ 日常生活用具給付等事業

障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように手話奉仕員を養成します。

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としています。

⑨ 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害のある人の地域生活支援の促進を図ります。

○利用実績及び必要量の見込み

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		無	無	有	有	有	有
自発的活動支援事業		無	無	有	有	有	有
相談支援事業							
①基幹相談支援センター		無	無	無	有	有	有
②基幹相談支援センター 等機能強化事業		無	無	無	有	有	有
住宅入居等支援事業		無	無	無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人	0	1	1	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	件	1	0	2	5	5	5
日常生活用具給付事業							
①介護・訓練支援用具	件	1	0	2	2	2	2
②自立生活支援用具	件	0	1	1	1	1	1
③在宅療養等支援用具	件	0	1	1	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	件	2	3	1	1	1	1
⑤排泄管理支援用具	件	190	188	180	180	180	180
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	人	0	0	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業 実養成講習修了見込者数	人	0	3	5	5	5	5
移動支援事業	見込者数	人	3	1	5	5	5
	見込時間数	時間	190	145	300	300	300
地域活動支援 センター	町内	人	13	12	12	12	12
	他市町村	人	2	2	2	2	2

※各年度末現在 令和5年度以降は見込値

◆任意事業◆

①日中一時支援事業

障害のある人の日中活動の場を提供するとともに、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息をとることを促進するために、日中の見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

②訪問入浴サービス

自宅での入浴が困難な障害のある人に、事業者を自宅に派遣して入浴サービスを提供します。

○利用実績及び必要量の見込み

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人	3	2	5	5	5	5
訪問入浴サービス	人	1	1	1	1	1	1

※各年度末現在 令和5年度以降は見込値

必要な見込量の確保のための方向性

- ・相談支援事業については、館林市外五町地域自立支援協議会を中心としたサービス提供事業所と連携し、円滑な相談体制の整備を進めます。
- ・日常生活用具給付事業については、障害者の自立生活に資するため、サービス周知と日常生活用具等の情報を提供するとともに、毎年予算確保に努めます。また、障害がある人と介護者が容易かつ適切に利用できるよう使用方法や修理など情報提供や相談の充実を図ります。
- ・成年後見制度利用支援事業については、障害のあるかたの権利擁護の支援策として、予算確保に努めるとともに、中核機関（※）と連携しながら成年後見制度の利用促進や権利擁護の啓発に努めます。
- ・地域活動支援センター事業については、指定管理者制度により適正な管理運営のできる法人へ事業委託し、機能の強化・充実を図ります。
- ・町の実情に応じた柔軟なサービス提供を行うために、常に内容・体制の充実を図っていきます。

※中核機関：成年後見制度に関し、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（要支援者を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み）のコーディネートを担う中核的な機関。

第6章 計画の推進

1

計画の推進体制

(1) 推進体制の充実

計画の推進にあたっては、国・県の関係行政機関との連携を強化します。館林市外五町地域支援協議会において、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援などの様々な課題について、連絡・調整、政策検討を行うとともに、本計画の推進状況の評価を行い、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

(2) 関係各課・関係機関との連携

本計画の実現に向けて、障害者やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の関係各課及び関係機関との連携をより一層強化するとともに、一体となって事業展開を図ります。

(3) 計画の達成状況の点検及び評価

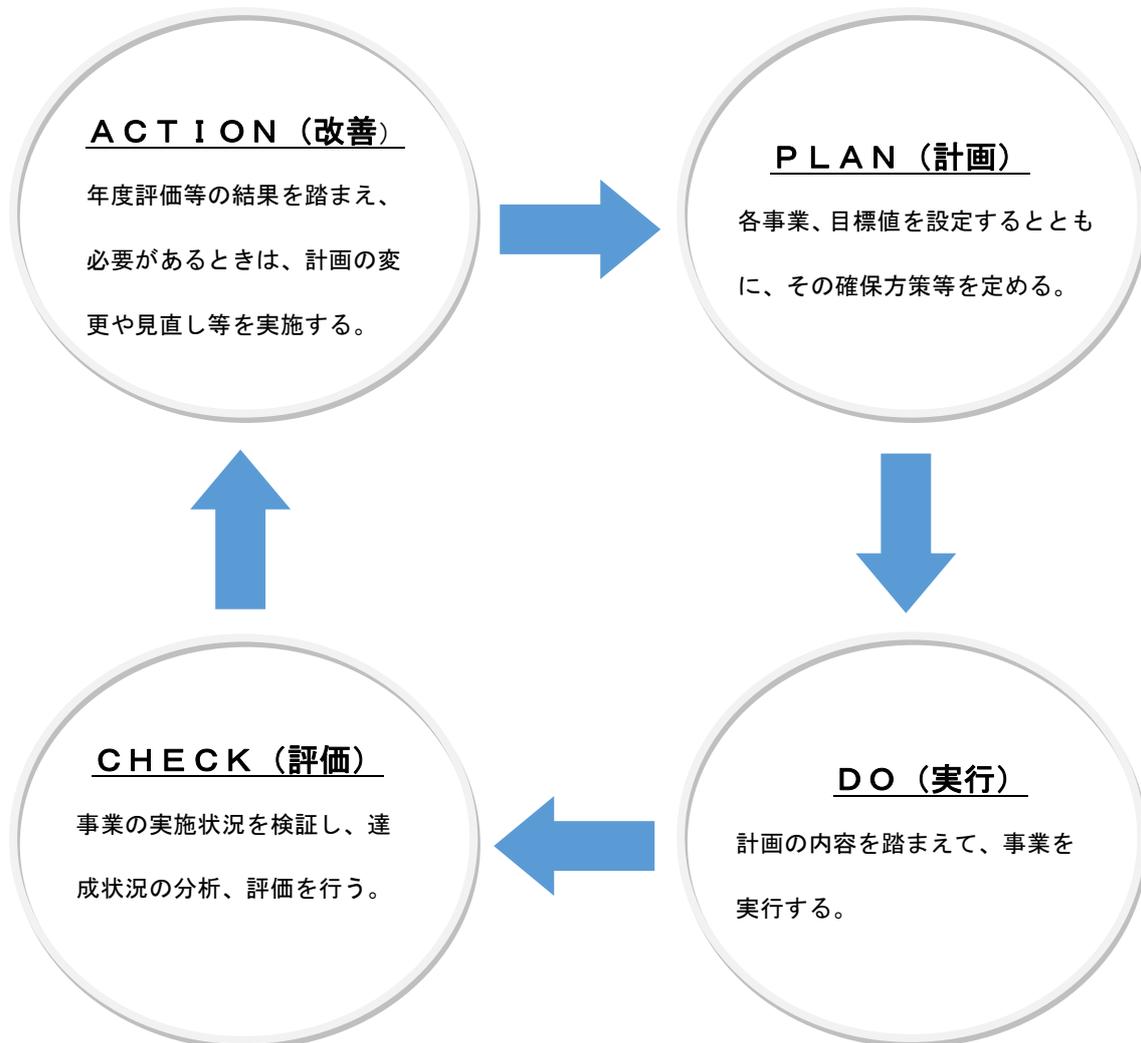
障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行います。

なお、本計画で見込む各障害福祉サービス等の見込み量は、実績や今後の動向を踏まえて今後整備・確保していくべき量を設定したものであり、実際の利用に際し制限をかける根拠となるものではありません。サービスの実際の利用に際しては、設定した見込量に関わらず、必要なサービスを適正に提供します。

また、必要があると認めるときは計画を変更すること、その他必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされており、本計画もこの考え方を基本とします。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（PLAN）」、「実行（DO）」、「評価（CHECK）」、「改善（ACTION）」のプロセスを順に実施していくものです。

◆PDCAサイクル◆



明和町障害者福祉計画
(明和町障害者計画・明和町障害福祉計画・
明和町障害児福祉計画)

バリアフリーめいわ2024
令和6年度～令和8年度

発行年月 令和6年3月
編集・発行 明和町 介護福祉課 福祉係
電 話 0276(84)3111(代表)
FAX 0276(84)3114
〒370-0795 群馬県邑楽郡明和町新里
250番地1